

春日丘荘グループホーム

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 - 6 前4項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 春日丘荘グループホーム
- (2) 所在地 茨木市南春日丘7丁目11番22号

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、事業所の従事者に対し、遵守すべき事項についての指示命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 4名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 45,000円／月
- (2) 食材料費 1,100円／日
- (3) 光熱水費 550円／日
- (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びに他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込に

よって指定期日までに受けるものとする。

(実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、茨木市の区域とする。

(入退居にあたっての留意事項)

第11条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 - (4) 伝染性の疾患のないこと。
- 2 入居申し込み者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申し込み者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申し込み者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設・医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 5 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であつた者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないようにするため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護にかかる、利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条及び基準第172条の2の規定により、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場

合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(情報公開)

第18条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）第3の4の（4）に基づき、本事業所玄関前に文書により掲示し公開する。

2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所が提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む）にかかる内容は、これに該当しない。

(事故発生時の対応)

第19条 施設は、入居者に対する認知症対応型共同生活介護のサービスの提供により事故が生じた場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、事故の状況および講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

3 施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第21条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束を行う場合、態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - (3) 入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(個人情報の保護)

第22条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する際に、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

(その他運営についての重要事項)

第23条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
 - ③ 継続研修 年3回
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と管理者が協議し定め

るものとする。

- 4 事業者は、事業等に関する諸記録を整備し、その記録をサービス完結の日から 5 年間保存するものとする。

(附 則) この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、平成 17 年 6 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、平成 19 年 10 月 10 日より施行する。

(附 則) この規程は、平成 22 年 6 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則) この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。